

兵庫県公報

平成22年7月30日 金曜日 第2205号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 町営土地改良事業の施行同意（同）	3
○ 市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	14
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	14
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成22年近畿地方整備局告示第161号） （下水道課）	15
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 道路の位置指定（建築指導課）	16
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	16
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	18
○ 同 上（阪神南県民局）	19
教育委員会規則	
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	20
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定の解除	20

公布された法令のあらまし

●教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教育職員普通免許状に係る所要資格を得るために単位の修得が必要な科目を新たに追加することとした。

告 示

兵庫県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市野瀬北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 繁 夫	神戸市北区淡河町野瀬76番地
同	尾 崎 正 尊	同 市同区淡河町野瀬35番地
同	銀 崎 亨	同 市同区淡河町野瀬906番地
同	植 田 稔	同 市同区淡河町野瀬203番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	前 西 卓	同 市同区淡河町野瀬862番地
同	竹 田 尊 美	同 市同区淡河町野瀬517番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	大 前 真 一	同 市同区淡河町野瀬801番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	澤 田 和 夫	同 市同区淡河町野瀬703番地
監 事	山 本 穂 積	同 市同区淡河町野瀬210番地
同	西 田 公 司	同 市同区淡河町野瀬748番地
同	坂 口 義 雄	同 市同区淡河町野瀬225番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 川 佳 成	神戸市北区淡河町野瀬12番地の 3
同	銀 崎 亨	同 市同区淡河町野瀬906番地
同	山 本 清	三木市三輪 4 丁目28番16号
同	前 田 豊 治	神戸市北区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番地16-407号
監 事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地



兵庫県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 7 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市野瀬北土地改良区	平成22年 5 月 21 日
神戸市淡河土地改良区	同 年 6 月 1 日
神戸市深谷土地改良区	同 月 10 日
神戸市栄・木幡土地改良区	同 月 28 日
成谷土地改良区	同 月 21 日



兵庫県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年 7 月 15 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
集落基盤整備事業（基幹水利施設保全型）	新東条川地区	平成22年7月30日から 同 年8月19日まで	三木市役所 小野市役所 加東市役所



兵庫県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
多可町	村づくり交付金	多可地区	平成22年 6月15日



兵庫県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	基盤整備促進事業（一般型）	鳥飼浦地区	平成22年7月30日から 同 年8月19日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所

南あわじ市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	針ノ木地区	平成22年7月30日から 同 年8月19日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎
-------	---------------------	-------	----------------------------	--------------------



兵庫県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
南あわじ市	元気な地域づくり交付金（基盤整備促進）	伊賀野地区	平成22年7月30日から 同 年8月19日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎



兵庫県告示第783号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
淡路市富島1003 田 中 孝 同 市富島871-1 西 條 和 明	富島	富島漁業協同組合
淡路市室津2396 追 風 勝 鴻 同 市室津2528 松 下 時 久	室津浦	室津浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成22年7月30日から同年8月13日まで
- (2) 縦覧場所 富島加入区 淡路市富島字小倉浜940 富島漁業協同組合
室津浦加入区 同 市室津字宮田2536地先 室津浦漁業協同組合



兵庫県告示第784号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石事務所長 岡 本 望
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号イ 焼入れ施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	クランクシャフト250本/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 20時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	—	9.7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0/基	0.5/基	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月30日から同年 8月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第785号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事

項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー
洲本市上内膳222番地の1
専務執行役員モバイルエネルギーカンパニー長 伊 藤 正 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三洋電機株式会社モバイルエネルギーカンパニー
洲本市上内膳222番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	40m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～6	4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	1

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量が最大46m³/日、通常36m³/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月30日から同年 8月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課



兵庫県告示第786号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 島 田 哲 成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	基板50枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	13	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9,160以下	9,160
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,800以下	7,800
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	150以下	150
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10以下	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.0036	0.0036

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 7月30日から同年 8月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



兵庫県告示第787号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成22年6月14日から同年7月9日まで
- (3) 作業地域
尼崎市今福1丁目地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成22年6月14日から同年7月9日まで
- (3) 作業地域
尼崎市昭和通1丁目地区



兵庫県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年7月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年7月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜坂井土線	美方郡新温泉町栃谷字大柴74番から 同郡同 町古市字下モ川原57番1まで	旧	7.0から 26.0まで 10.0から 43.0まで	1,148.0 1,115.0	予定地
		新	10.0から 47.0まで	1,115.0	
県道 竹田指杭線	美方郡新温泉町栃谷字城下438番から 同郡同 町栃谷字大柴74番まで	旧	5.0から 21.0まで	468.0	
		新	6.0から 39.0まで	382.0	



兵庫県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年7月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月30日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 豊岡瀬戸線	豊岡市一日市字友岡1322番1から 同市一日市字戸尻1613番まで	旧	8.0から 22.0まで	378.0	
		新	20.0から 23.0まで	378.0	



兵庫県告示第790号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大釜(1) I (102010168)	姫路市飾東町大釜（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大釜(2) I (102010169)	姫路市飾東町大釜（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原(1) I (102010170)	姫路市飾東町小原（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原(2) I (102010171)	姫路市飾東町小原（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原(3) I (102010172)	姫路市飾東町小原（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原Ⅲ (102010173)	姫路市飾東町小原（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原新 I (102010174)	姫路市飾東町小原新（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原新Ⅲ (102010175)	姫路市飾東町小原新（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
北野(1)Ⅲ (102010176)	姫路市飾東町北野（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
北野(2)Ⅲ (102010177)	姫路市飾東町北野（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
北山 I (102010178)	姫路市飾東町北山（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
清住 I (102010179)	姫路市飾東町清住（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
清住(2) I (102010180)	姫路市飾東町清住（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
清住(3) I (102010181)	姫路市飾東町清住（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊

清住(1)Ⅱ (102010182)	姫路市飾東町清住 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
清住(2)Ⅱ (102010183)	姫路市飾東町清住 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
清住(3)Ⅱ (102010184)	姫路市飾東町清住 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
清住Ⅲ (102010185)	姫路市飾東町清住 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐良和Ⅰ (102010186)	姫路市飾東町佐良和 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩崎(1)Ⅲ (102010187)	姫路市飾東町塩崎 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩崎(2)Ⅲ (102010188)	姫路市飾東町塩崎 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
志吹Ⅰ (102010189)	姫路市飾東町志吹 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新Ⅰ (102010190)	姫路市飾東町唐端新 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(2)Ⅱ (102010192)	姫路市飾東町唐端新 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(3)Ⅱ (102010193)	姫路市飾東町唐端新 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(4)Ⅱ (102010194)	姫路市飾東町志吹 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(5)Ⅱ (102010195)	姫路市飾東町唐端新 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐端新(3)Ⅲ (102010198)	姫路市飾東町唐端新 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
豊国(1)Ⅰ (102010199)	姫路市飾東町豊国 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
豊国Ⅲ (102010200)	姫路市飾東町豊国 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑Ⅰ (102010201)	姫路市飾東町八重畑 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑(2)Ⅰ (102010202)	姫路市飾東町八重畑 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑(3)Ⅰ (102010203)	姫路市飾東町八重畑 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑Ⅱ (102010204)	姫路市飾東町八重畑 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑(1)Ⅲ (102010205)	姫路市飾東町八重畑 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
八重畑(2)Ⅲ (102010206)	姫路市飾東町八重畑 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
山崎Ⅱ (102010207)	姫路市飾東町山崎 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊

夕陽ヶ丘(1) I (102010208)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
夕陽ヶ丘(2) I (102010209)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
夕陽ヶ丘(3) I (102010210)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
夕陽ヶ丘(4) I (102010211)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野 I (102010212)	姫路市御国野町深志野 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野(1) II (102010213)	姫路市御国野町深志野 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野(2) II (102010214)	姫路市御国野町深志野 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野(3) II (102010215)	姫路市御国野町深志野 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野(4) II (102010216)	姫路市御国野町深志野 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
深志野III (102010217)	姫路市御国野町深志野 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
小川(1) I (102010218)	姫路市花田町小川 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
小川(2) I (102010219)	姫路市花田町小川 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
高木 I (102010220)	姫路市花田町高木 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
高木 I (102010221)	姫路市花田町高木 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
家具町 I (102010222)	姫路市別所町家具町 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
北宿 I (102010223)	姫路市別所町北宿 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
別所 I (102010224)	姫路市別所町別所 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
別所 II (102010225)	姫路市別所町別所 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
別所 III (102010226)	姫路市別所町別所 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
御蔭 I (102010227)	姫路市豊富町御蔭 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
御蔭 II (102010228)	姫路市豊富町御蔭 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
曾坂 II (102010229)	姫路市豊富町御蔭 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
御蔭(1) III (102010230)	姫路市豊富町御蔭 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊

御蔭(2)Ⅲ (102010231)	姫路市豊富町御蔭 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
神谷(2)Ⅱ (102010232)	姫路市豊富町神谷 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
神谷Ⅲ (102010233)	姫路市豊富町神谷 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
豊富Ⅱ (102010234)	姫路市豊富町豊富 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
太尾Ⅰ (102010235)	姫路市豊富町豊富 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
太尾Ⅲ (102010236)	姫路市豊富町豊富 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
多田Ⅲ (102010237)	姫路市山田町多田 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
東多田Ⅰ (102010238)	姫路市山田町多田 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
東多田Ⅱ (102010239)	姫路市山田町多田 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
西山田Ⅰ (102010240)	姫路市山田町西山田 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
南山田Ⅲ (102010241)	姫路市山田町南山田 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
福地Ⅱ (102010242)	姫路市山田町南山田 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台(1)Ⅰ (102010243)	姫路市城見台三丁目 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台(2)Ⅰ (102010244)	姫路市城見台一丁目 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台(3)Ⅰ (102010245)	姫路市城見台三丁目 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台(4)Ⅰ (102010246)	姫路市城見台二丁目 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台(5)Ⅰ (102010247)	姫路市城見台二丁目 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
城見台Ⅰ (102010248)	姫路市城見台三丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
大釜西奥谷Ⅱ (202010083)	姫路市飾東町大釜 (別図79のとおり)	土石流
大釜西谷Ⅱ (202010084)	姫路市飾東町大釜 (別図80のとおり)	土石流
小原川第2Ⅰ (202010085)	姫路市飾東町小原 (別図81のとおり)	土石流
小原川Ⅰ (202010086)	姫路市飾東町小原 (別図82のとおり)	土石流
飾東奥谷Ⅰ (202010087)	姫路市飾東町小原 (別図83のとおり)	土石流

小原新 I (202010088)	姫路市飾東町小原新 (別図84のとおり)	土石流
北野川 I (202010089)	姫路市飾東町北野 (別図85のとおり)	土石流
清住 I (202010090)	姫路市飾東町清住 (別図86のとおり)	土石流
佐良和川 I (202010091)	姫路市飾東町佐良和 (別図87のとおり)	土石流
豊国川 II (202010092)	姫路市飾東町豊国 (別図88のとおり)	土石流
庄川第 2 I (202010093)	姫路市飾東町豊国 (別図89のとおり)	土石流
庄川 I (202010094)	姫路市飾東町豊国 (別図90のとおり)	土石流
下八重畑川 I (202010095)	姫路市飾東町八重畑 (別図91のとおり)	土石流
九重畑川 I (202010096)	姫路市飾東町八重畑 (別図92のとおり)	土石流
北野西川 II (202010097)	姫路市飾東町八重畑 (別図93のとおり)	土石流
山崎谷川 I (202010098)	姫路市飾東町山崎 (別図94のとおり)	土石流
飾東谷 I (202010099)	姫路市飾東町山崎 (別図95のとおり)	土石流
佐土川 II (202010100)	姫路市飾東町山崎 (別図96のとおり)	土石流
夕陽ヶ丘 I (202010101)	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 (別図97のとおり)	土石流
上高木谷 II (202010102)	姫路市花田町高木 (別図98のとおり)	土石流
北宿川 II (202010103)	姫路市別所町北宿 (別図99のとおり)	土石流
神谷北 II (202010104)	姫路市豊富町豊富 (別図100のとおり)	土石流
神谷 II (202010105)	姫路市豊富町神谷 (別図101のとおり)	土石流
城山東谷 I (202010106)	姫路市豊富町豊富 (別図102のとおり)	土石流
金竹 I (202010107)	姫路市豊富町御蔭 (別図103のとおり)	土石流
林谷 I (202010108)	姫路市豊富町御蔭 (別図104のとおり)	土石流
曾根坂 I (202010109)	姫路市豊富町御蔭 (別図105のとおり)	土石流
金竹東 II (202010110)	姫路市豊富町御蔭 (別図106のとおり)	土石流

金竹奥Ⅱ (202010111)	姫路市豊富町御蔭 (別図107のとおり)	土石流
生野谷Ⅱ (202010112)	姫路市豊富町御蔭 (別図108のとおり)	土石流
奥池谷Ⅰ (202010113)	姫路市山田町多田 (別図109のとおり)	土石流
西山田川Ⅰ (202010114)	姫路市山田町西山田 (別図110のとおり)	土石流
デンボ山谷Ⅰ (202010115)	姫路市山田町南山田 (別図111のとおり)	土石流
大谷第2Ⅱ (202010116)	姫路市山田町南山田 (別図112のとおり)	土石流
大谷Ⅱ (202010117)	姫路市山田町南山田 (別図113のとおり)	土石流
城見東谷Ⅰ (202010118)	姫路市城見台二丁目 (別図114のとおり)	土石流

(別図 1 から別図114までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第791号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第6項の規定により、次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
劔谷(2)Ⅰ (107000022)	芦屋市劔谷 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図22は省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第792号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
劔谷(2)Ⅰ (107000022)	芦屋市劔谷 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 は省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第793号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規

定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
劔谷(2) I (107000022)	芦屋市劔谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民局西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第794号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示(平成22年近畿地方整備局告示第161号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和41年建設省告示第3658号阪神間都市計画下水道事業猪名川流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和41年11月7日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和41年建設省告示第3658号、昭和46年建設省告示第100号、昭和46年建設省告示第2094号、昭和52年建設省告示第587号、昭和60年建設省告示第1365号及び平成3年建設省告示第703号の事業地のうち、大阪府豊中市原田西町及び兵庫県伊丹市岩屋二丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第795号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画住宅街区整備事業
中央北地区住宅街区整備事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域
川西市火打1丁目、中央町、日高町、美園町、絹延町及び出在家町



兵庫県告示第796号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3. 5. 272号火打滝山線
3. 5. 273号豊川橋山手線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
川西市火打1丁目



兵庫県告示第797号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成22年7月30日から北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22北播位置 0001号	22. 7. 13	加東市上滝野字梅元448番1	4. 46	34. 9

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者 の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
20 リットル 券	船舶	H14 1602621 ～ H14 1602644	平成22年 10月27日	24	明石市魚住町清水454-4 平崎石油 株式会社	神戸 県民局	平成22年 7月7日



本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
兵庫県教育委員会	市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和37年兵庫県条例第3号）による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務	平成21年 9月	9
		同 年12月	9
		平成22年 3月	9

		同 年 6 月	9
兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成21年 8 月 平成22年 6 月	10 2

2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
農業取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成22年 5 月	1
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成21年 8 月	21
	同 年11月	22
	平成22年 3 月	19
	同 年 4 月	78
	同 年 5 月	9
地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務	平成21年 7 月	7
	平成22年 5 月	4
兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成21年 7 月	2,782
	同 年 8 月	2,016
	同 年 9 月	1,783
	同 年10月	2,702
	同 年11月	1,644
	同 年12月	70,457
	平成22年 1 月	4,088
	同 年 2 月	2,928
	同 年 3 月	1,781
	同 年 4 月	936
	同 年 5 月	19,934
同 年 6 月	1,361	
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	平成21年 7 月	1
	同 年 9 月	112
	同 年11月	38
	同 年12月	31
	平成22年 3 月	31
	同 年 5 月	6
	同 年 6 月	30
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による年金の支給に関する事務	平成21年12月	3
	平成22年 1 月	26
	同 年 2 月	1,866
	同 年 3 月	35
	同 年 4 月	1
同 年 6 月	2	
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第2条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第7条第1項の	平成22年 3 月	9

届出に関する事務		
土地収用法第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成21年 7月	48
	同 年 8月	13
	同 年 9月	21
	同 年10月	64
	同 年11月	10
	同 年12月	60
	平成22年 1月	118
	同 年 2月	3
	同 年 3月	1
	同 年 4月	37
	同 年 5月	136
	同 年 6月	96
農薬取締法第1条の2第1項に規定する病虫害の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成21年 8月	1
	平成22年 4月	1
結核、肝炎その他の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について治療、経過観察その他の措置を必要とする者で所在不明のものに対する当該措置に係る必要な情報の提供に関する事務	平成21年 7月	2
	同 年11月	1

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ高砂

所在地 高砂市松陽一丁目10番43号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープこうべ

代表者の氏名 浅 田 克 己

住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

代表者の氏名

住所

生活協同組合コープこうべ

浅 田 克 己

神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号

有限会社藤田薬局

藤 田 隆 一

加古川市神野町西条424- 1

外 2 者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
生活協同組合コープこうべ 有限会社藤田薬局 株式会社セリア 外2者	浅 田 克 己 藤 田 隆 一 河 合 宏 光	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 加古川市神野町西条424-1 岐阜県大垣市外濶二丁目38番地

- 4 変更年月日
平成22年2月9日
- 5 届出年月日
平成22年7月12日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年7月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年12月1日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年7月30日

阪神南県民局長 中 西 一 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アプリ甲東
所在地 西宮市甲東園三丁目29番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 千島土地株式会社
代表者の氏名 芝 川 能 一
住所 大阪市西区京町堀一丁目4番4号
- 3 変更事項
駐輪場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日
平成22年8月2日
- 5 届出年月日
平成22年7月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年7月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成22年12月 1 日
- (2) 提出先
阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
〒662-0854 西宮市櫛塚町 2 番28号

教 育 委 員 会 規 則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 7月30日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 8 号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第 2 備考 2 の表及び別表第 3 備考 2 の表保健体育の項中「体育社会学」の右に「、体育史」を加える。

別表第 3 備考 2 の表中

「

福 社	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
-----	---

」

を

「

福 社	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
-----	---

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 4 号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項の規定により、次の指定有形文化財が平成22年 6 月29 日付で重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第 5 条第 4 項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

平成22年 7月30日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者	指 定 年月日
重 要 有 形 文 化 財	建造物 名草神社本殿 1棟 拝殿 1棟	養父市八鹿町石原	名草神社	昭和42年 3月31日